

特許庁委託事業
模倣対策マニュアル

インド編

2014年3月



JETRO

第7節 知的財産権侵害に対して刑事訴追を求める方法

1. 刑事訴訟の概要

- (1) 商標法違反(偽物品、模倣品、侵害品の販売など)に対する刑事訴訟は、当該違反が行われた管轄の治安判事裁判所で、個人的に告訴することにより行われることになる。違反者と疑われる者の身元が分かっている場合は、治安判事が、告訴や宣誓供述書における告訴者の陳述に基づいて、申し立ての違反を認識し、執行機関に対して告訴の申し立てに関する捜査を(搜索と押収)を行うよう命令し、被告人を召喚することがある。
- (2) もう一つの方法として、告訴を地方警察に申し立てることができ、訴えられている違反がその管轄内で行われていると確信した場合には、令状なしに、搜索と押収を行うことができる。但し、地方警察は、当該の件の審理の前に、商標登録官の意見(を求めること)に固執することもある。
- (3) 告訴者が侵害者の身元を認識していないいくつかの訴訟では、下級裁判所に対して搜索・押収命令を出すよう要求し、同裁判所が執行機関に同裁判所の管轄内の地域で見つかった侵害商品や物品の搜索と押収の指示を出すことがある。このような搜索・押収命令には、期限があり、執行機関には搜索の権限が与えられ、侵害商品や物品の搜索と押収を行い、侵害者を逮捕して治安判事の前に出廷させることもある。
- (4) 治安判事は審理において、執行機関が提出した警察の事件記録簿と押収品のメモを基に違反を認め、違反が疑われる者を召喚することがある。その後、同判事は、罪責の構成に進み、被告人を訴える本訴訟において、当該の違反を証拠立てる法的に必要な全ての条件が満たされている、と声明する。罪責の構成後、治安判事は 1973 年刑事訴訟法(「Cr.P.C.」)の条項の下、公判に進む。起訴と公判は、州の保護の下で、検察官を通じて行われ、その結果、告訴者は審理そのものについては全く関与できない。さらに、被告人が有罪となった場合には、その最高刑罰は、50,000 インドルピーから 300,000 インドルピー(およそ 1,000~6,000 米ドル)の罰金となり得る。
- (5) 著作権の侵害の場合、警部補よりランクの高い警察員が令状なしで侵害とされる作品の複製の全てを押収する権限を与えられる。¹

2. 商標/著作権侵害の告訴についての刑事訴追の手続き

商標/著作権侵害の告訴についての刑事訴追の手続きは、本来同じであり、以下でその概要を説明する。

調査報告(私立探偵等による)を基にした、警察への告訴の申し立て。製品が模倣品の場合は、詐称通用および欺瞞的に類似した商標とは違いは、むしろ刑事訴訟が最も適している。

告訴は、管轄の警察署の署員に申し立てることができるが、訴訟の迅速化を図るために、市の警察本部長や、首都圏の場合は経済犯罪部門の副本部長に申し立てることもできる。

告訴は、Cr.P.C.の第 154 条の下、警察によって、第一次情報報告書(FIR)として登録さ

¹ 1957 年著作権法第 64 条

れる。

FIR が提出されたら、警察は、搜索と押収を行い、被告人を逮捕する。その後、被告人は、治安判事の前で保釈申請ができる（注：保釈が許可されるか否かハケースバイケースで犯罪歴のある場合は認められないことがある）。

チャージシート（捜査報告書）が、Cr.P.C.の第 173 条の下、治安判事に提出される。チャージシート（捜査報告書）の提出後、治安判事は、違反を認めれば、法廷に被告人を出頭させるために出頭命令を出す。次に、被告人に対する刑事の内容がまとめられる。次に裁判は検察側の証拠に移る。検察側の証拠の後、被告側の陳述が Cr.P.C.の第 313 条の下で記録される。次に、被告人が弁護側の証拠を導入する。その後、最終弁論が行われ、判決が下される。

被告人が、再度類似した違反に関与した場合、著作権法および商標法の下、2 回目以降から刑罰はさらに重い最長 7 年となる。2 回以上の違反で有罪判決を受けた者に対する罰金は増額される。²

刑事訴訟の解決のため、Cr.P.C.第 482 条の下、高等裁判所に判決無効の申し立ても行われる。

1872 年インド刑法および 1973 年刑事訴訟法の関連条項は、付属資料として巻末に掲載する。

3. 刑事訴訟と民事訴訟に関する比較説明

- (1) あからさまな模倣品の事件では、そして最初の 2、3 件の刑事訴訟では、任意の者や模倣者に対する知的財産権を保護するための刑事訴訟は、認識を広める上で非常に役立ち、非良心的な分子に商標の所有者が本気であることをわからせる効果がある。大量の模倣品に関する適切な事前調査や情報に裏付けされていれば、そのような訴訟は、経済的に模倣業者に打撃を与える上で非常に効果的な方法になり得る。
- (2) しかし、刑事訴訟が非常に長くかかり、扱いにくいものであることから、犯罪の摘発（レイド）での最初の成功は、長い目で見れば良好な結果を生むとは限らない。過去の経験とデータでは、刑事事件で有罪判決が出る率は(商標と著作権の両方において)非常に低く、法律で定められた通りに被告人が罰せられることがほとんどない。
- (3) 刑事訴訟は抑止力になると証明されるかもしれないが、全体的な成功は、摘発（レイド）が行われた時に実際どれほどの侵害商品が入手できるかに大きくかかっている。様々な場所において情報が漏えいするため、犯罪の摘発（レイド）が成功することはあまりない。
- (4) 経験上、民事訴訟でも同じ結果が得られることがあり、あるいはそれ以上の成果が得られることがあると思われる。上記で述べた通り、裁判所に任命されたコミッショナーを通じて、警察の助力を得て行われる民事事件における摘発（レイド）は、刑事事件の手入れと同じ成果を得られる。刑事訴訟は、刑事または懲罰的な法の分野のみに効果があり、被告側が今後同様の侵害商品を扱うのを禁止するような民事訴訟における主要な救済を提供するわけではない。

² 1999 年商標法の第 105 条および、1957 年著作権法の 63A

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

- (5) 差止命令は、民事訴訟手続きにおいて名指しで非難されている当事者や個人に対して要求されるだけでなく、幹部、理事、共同経営者、経営者、雇用者、ライセンサー、卸売業者、譲受人、関連会社、後継者、業者、代理人などにも影響を及ぼして、直接、または間接的に販売、宣伝するなどいかなる方法においても問題の商品を取り扱うのを抑止するというのは注目に値する。したがって、模倣者が名前を変えたり、その社名を変更したりして活動を続けるという問題は大幅に減少する。
- (6) 高等裁判所における民事訴訟では、原告側が差止命令を取得し裁判所コミッショナーを指名して上記を遂行する場合、被告側がその件についての解決に進み出ることが多いので、訴訟は大なり小なり実際に終息する。
- (7) デリー高等裁判所は、知的財産案件の取扱いにおいてかなり進歩的であり、特に、模倣や著作権侵害の事案について上記の方法に関する一方的命令を躊躇なく交付する。さらに、多くの事例において、侵害に関わる全ての当事者が一つの管轄裁判所で一つの訴訟より起訴される可能性がある一方で、個別の刑事告訴毎に、市における個々の地域をカバーする限定的な地域管轄権を有するそれぞれの担当当局に行なわなければならない。

4. 知的財産権行使の問題点

インドではクリエイティブ産業が成長を続けており、GDP に対する貢献度も年々高まっている。急速な成長および付加価値を生み出す大きな可能性にもかかわらず、この 10 年間、この産業は、障害をもたらし、その成長・発展を鈍化させる海賊行為および模倣に悩まされている。

海賊行為とは、ソフトウェア、音楽または映画であれば、著作権のある著作物の違法な複製または送信であって、正規の創作物を損ない、クリエイティブ産業の成長を鈍化させる行為をいう。技術の急速な進歩は、その副産物として、インドにおいても海賊行為という従来になかった問題を激化させた。

5. 海賊行為および模倣行為の発生

インドでは、様々な先端技術を利用して、数多くの方法で海賊行為が行われている。その中でも広く行われているのは、次の行為などである。

(1) エンドユーザーによる複製

エンドユーザーによる複製とは、個人または企業によるソフトウェアの無権限・無許諾の複製をいい、自己用であるか再販用であるかを問わない。

(2) ハードディスク・ローディング

ハードディスク・ローディングとは、コンピュータ・システムのベンダーが販売前に違法なソフトウェア製品をコンピュータにインストールする不正な慣行をいう。

(3) 模倣

模倣とは基本的に、より大規模かつ精巧に行われるソフトウェアの海賊行為をいい、ソフトウェアの海賊版業者は、海賊版が正規品に見えるように企図された方法で特定製品の複製物を製造し、頒布している。

(4) 不正流通

不正流通とは、当初は大量購入者、コンピュータ・メーカーまたは教育機関に認められた特別割引ライセンスによるソフトウェア製品の違法な頒布であって、そのようなライセンスを有しないか、それを受ける資格のない他の者に違法に再頒布することをいう。

(5) インターネット経由の頒布

インターネット経由の頒布は、第三者がダウンロード（無償であるか、低額料金を請求されるかを問わない）のためにアクセスできるインターネット・サイト上に、ソフトウェア製品の複製物を置くことによって行われている。

(6) 法人エンドユーザーによる海賊行為

法人エンドユーザーによる海賊行為（ビジネス環境における業務用ソフトウェアの不正使用）は、インドの大企業および中小企業で広く行われている。

(7) 卸売りおよび小売段階の海賊行為

卸売りおよび小売段階の海賊行為も、インドでは広く行われており、ハードディスク・ローディング、海賊版ソフトウェアの即金販売などがある。

(8) 海賊版光ディスク/CD パーニング

空ディスク上に原著作物を複製することをいう。ほとんどの場合、オリジナル・ディスクとはパッケージが異なる。音楽の場合は、複数のアーティストを特集したミックス・テープ、コンピレーション CD などがある。

(9) 劇場用映画プリントの窃盗

特に税関上屋で行われる、海賊版を作成するためのオリジナル映画プリントの窃盗をいう。

(10) 信号の盗用

正式なライセンスを得ずに公衆に送信するために行う、放送信号（特に有料チャンネルまたは周波数の信号）の盗用をいう。

(11) ブートレグ

正式な許諾を得ずにライブ演奏、コンサートまたはラジオ・テレビ放送を記録することをいう。

(12) 違法レンタル 正式なライセンスを得ずに商業目的でビデオ、オーディオカセットまたはディスクを貸し出すことをいう。

6. 権利行使の問題点

知的財産関連法、とりわけ著作権法および商標法は、海賊行為および模倣行為の問題に対応措置をとっており、民事・刑事上の包括的な救済措置について定めている。所有者は、自己の権利を侵害された場合、これらの救済措置を利用することができる。法の実体規定を個別に見ると評価できる一方で、実務および実行のうえではいくつかの欠点が現れている。上記の法律を執行する際に直面する問題は、次の通りである。

- (1) 膨大な滞貨を抱えている裁判所の一般的な状況から、圧倒的多数の事件において、侵害に関する民事訴訟で差止命令を得ることから先に進めない。訴訟が長期に亘るため、所有者は、訴訟を取り下げるか、損害賠償および不当利得返還の額で妥協し、侵害者と和解して問題を解決している。
- (2) 原告は売上の逸失が被告の行為に直接起因することを証明しなければならないため、損害額の確定は特に困難である。特にインドの業者の多くが適切な会計帳簿を記帳していないことを考えると、インドでは被告の得た利益を確定するのは困難である。

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

- (3) 上記の原則に基づく損害賠償額は裁判の最後に決定されるが、それには8年から10年も要し、裁判の最後に裁定される損害賠償額は訴訟費用とさえ釣り合わないほどである。
- (4) 同様に、継続審理が行われないこと、審理の都度の証人および法執行機関の出席、結果的に軽い罰金・刑罰となる初犯者に対する情状酌量などの刑事司法制度の問題は、権利保有者が自己の権利を守る助けとはならない。
- (5) 小規模な模倣および海賊行為は頻繁に摘発（レイド）を受けるにもかかわらず、大規模な違反を犯した者は往々にして罰を免れている。模倣および海賊行為を犯した者に対する有罪判決数は少ない。
- (6) 刑事事件におけるチャージシート（捜査報告書）の提出が往々にして遅れ、違法行為がなされた日から3年の出訴期限をはるかに過ぎてしまうため、自然消滅している事件もいくつかある。
- (7) 裁判に至った刑事事件でも、証拠の扱いが悪く、保存が不適切なために押収した資料（コンピュータ、CD-ROM、フロッピー等）が損傷または紛失するケースが多い。

7. 今後の改革

様々な業界のフォーラムや新規構想プロジェクトから政府に対し、著作権法とその施行面の改革を行うよう提言がなされている。その一部を次に挙げる。

- (1) 侵害事件の継続審理および迅速な処理を確保すること。
- (2) 有罪判決を受けた違反者に最低6カ月の禁固刑を科すこと。
- (3) 関係著作権者に対する法定損害賠償の支払いを侵害者に義務付けること。
- (4) 光ディスクに関する法律を制定すること。
- (5) 知的財産に関する違反行為の専門裁判所を設置すること。
- (6) ソフトウェア関連の違反行為に関する特別検察官を任命すること。

8. 情報技術法(IT法)におけるオンライン侵害に関する仲介者の法的立場と責任

- (1) IT法では、仲介者は以下の通り規定されている。

どんな電子記録についても「仲介者(Intermediary)」とは、他の者の代わりにその記録の受信、保存、送信を行ったり、その記録に関するサービスを提供する人を意味し、テレコム・ネットワーク・インターネットサービスプロバイダ、Webホスティングサービスプロバイダ、検索エンジン、オンライン決済のサイト、オンラインオークションのサイト、オンライン・マーケット・プレイス、サイバーカフェが含まれる。

- (2) IT法はさらに、仲介者に対して刑事免責を与えて、一定の訴訟においては、刑事責任を与える。仲介者に対するセーフハーバー (safe harbor) 保護または刑事免

第7節 知的財産権侵害に対して刑事訴追を求める方法

責は、インドの法の下、第三者情報、または入手可能または提供される通信・データリンクに対する責任について以下の条件の下で利用可能である。

- ① 仲介者の機能は、第三者によって提供された情報を送信することや一時的に保存する通信システムへのアクセスを提供することに制限される。
 - ② 仲介者は、送信を始めたり、送信されたものの受信者を選択したり、送信されたものに含まれる情報を選択または修正したりはしない。
 - ③ 仲介者は、IT 法にしたがって責任を果たしている間に、然るべき注意を払っている。また、中央政府が定める通り、その他のガイドラインも遵守している。
- (3) 中央政府は、上記の条項に従って、現在効力があり、とりわけ仲介者は以下を遵守しなければならないと定める 2011 年情報技術（仲介者ガイドライン）規則を制定した。
- ① 仲介者は規則、プライバシーポリシー、仲介者のコンピューター資源へのアクセスまたは利用ができるというユーザーとの契約について公表する。
 - ② そのような法規、条件、ユーザー同意は、当該のコンピューター資源のユーザーに対して、以下の情報はいずれのものも提供、標示、アップロード、修正、掲載、送信、更新、または共有してはならないと知らせるものである。
 - i. ユーザーが何の権利も有していない他の者の情報
 - ii. 他の者のプライバシーに対してひどく有害な、いやがらせの、冒瀆的な、中傷的な、わいせつな、性的な、小児性愛的な、名誉毀損の、侵略的な情報や、実に不愉快な情報、人種・民族的に好ましくない、軽蔑的な、マネーロンダリングやギャンブル関連または推奨する情報、それ以外では、どんなものであっても違法な情報
 - iii. どんな方法でも未成年に有害な情報
 - iv. 特許、商標、著作権、所有者の権利を侵害する情報
 - v. 当面効力を持っている法を侵害する情報
 - vi. メッセージの情報源に関して受信人を欺いたり、勘違いさせる情報や、ひどく攻撃的であったり、脅迫的な性質の情報の通信
 - vii. 他の者を装った情報
 - viii. ソフトウェアウイルスや他のコンピュータコード、割り込みをかけ、コンピュータ資源の機能性を破壊、制限するためのファイルやプログラムを含む情報
 - ix. インドの統一性、完全性、防御、安全保障、主権、または他国との友好関係、公の秩序、あるいは、認識しうる違反行為を扇動する原因となり、違反行為の調査を妨げ、他国を侮辱する情報

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

- ③ また、情報技術規則は、いかなる情報も故意に提供、掲載してはいけないこと、または送信の開始、送信するものの受信者の選択、送信したものに含まれる情報の選択・修正を行ってはいけないという仲介者の立場を繰り返し述べている。ただし、上記(3)②で特定されている通り、以下の行為は、そのような情報を提供、掲載、編集、保存するものではない。
- i. コンピュータ資源内にその本来の特徴として、他のコンピュータ資源に送信・通信を行うため人間が編集管理を行わずに臨時または一時的に情報を自動的に保存すること
 - ii. IT法の条項通りに命令や指示に従って、仲介者によって任命された者が仲介者の情報、データ、通信リンクを実際に知った後に、かかる情報、データ、通信リンクへのアクセスを削除すること
- ④ 情報通信法によって、仲介者は、自力で知識を得ればすぐに、情報が保存、提供、掲載されているコンピュータシステムで、当該情報について書面または電子署名入りのメールで被害者から実際の経験を知るなどして、原告に対して、行動、すなわち返答、または承認するよう求められ、36 時間以内に、法に従って適切な訴訟を起こし、適用できる場合は、上記(3)②に対する違反行為にあたる当該情報のユーザーや所有者と共に当該情報を無効とするよう求められていることに注目するのは適切である。さらに仲介者は、当該情報および関連の記録を調査目的で、少なくとも 90 日間 保存しなければならない。
- ⑤ 仲介者は、規則、仲介者のコンピュータ資源へのアクセス・使用についてのユーザーとの契約、プライバシーポリシーなどを遵守していない場合は、ユーザーに知らせなければならないが、仲介者は、仲介者のコンピュータ資源へのユーザーのアクセス権・使用权を即時終了し、不遵守にあたる情報を削除する権利を持っている。
- ⑥ 仲介者は、苦情担当者の名前や連絡先の詳細、および誰かが、仲介者のコンピュータ資源にアクセスまたは使用したことで損害を受けているユーザーや被害者がそのようなアクセスや使用に対して、または仲介者によって利用可能となったそのようなコンピュータ資源に関するその他の事柄に関する苦情を通告するメカニズムをそのウェブサイトに掲載するものとする。苦情担当者は迅速に苦情を軽減しなければならないが、いずれにしても、苦情を受理した日から、1 カ月以内に行わなければならない。
- (4) IT 法の条項は、当面発効している他の法に含まれているものと共に、矛盾があるにもかかわらず、効力がある。但し例外があり、法律では、IT 法の条項によって著作権法または特許法の下与えられたいかなる者の権利の行使も制限されることがあってはならないと明言されている。
- (5) 従って著作権法は、IT 法に優先し、仲介者の責任がより重要である侵害複製物の保存担当者にかかる責任は重大で、担当者には厳しい遵守責任がある。もちろん、IT 法のテイクダウン条項は、オンラインでの商標侵害・悪用に関しての最後の手段である。

5. 刑事訴訟法および刑法（抜粋）

1973年刑事訴訟法

第154条 裁判の対象となる (cognizable)事案における情報

6. 裁判の対象となる違反 (cognizable offence)を犯したことに関連したあらゆる情報は、管轄警察署の警察員に口頭で申立てられた場合、この警察員自身によって又はその指示で書面にまとめられ、当該の情報提供者にその書面の内容を読み聞かせるものとする。書面で申立てられたにせよ、前述のように書面にまとめられたにせよ、これらあらゆる情報にはそれを申立てた者が署名する。情報の要旨は、本件について州政府が規定した様式の通り、当該の警察員が記録している帳簿に記載されるものとする。

7. 前項により記録されている当該情報の写しは無償でただちに情報提供者に与えられる。

8. 1項でいう情報を記録することを管轄警察署の警察員が拒絶したことに不服のあるいかなる者も、当該情報の内容を書面かつ郵便で関係警視に送付するものとする。この警視は、当該の情報が裁判の対象となる違反を犯したことが明らかにしていることに納得すれば、本刑事訴訟法の規定通り、当該の事案を自身で捜査するか又は自身の部下である警察員が捜査するよう指示する。指示された警察員は、当該の違反については管轄警察署の警察員が有する全ての権限を有するものとする。

第173条 捜査の完了に関する警察員の報告

(1) 本章における各捜査は、不必要に遅れることなく完了するものとする。

(1A) 子供の強姦に関連した捜査は、管轄警察署の警察員が情報を記録した日から3カ月以内に完了する。

(2) (i)完了すれば直ちに、管轄警察署の警察員は、警察の報告における当該の違反について管轄を得る権限を与えられた治安判事に、州政府が規定した様式で作成された以下についての報告を送付する。

- a) 関係当事者の名前
- b) 情報の性質
- c) 当該事案の状況に精通しているとみられる者の名前
- d) 違反の有無、違反のある場合はその違反者
- e) 被告人の逮捕の有無
- f) 被告人が保釈金で釈放されたかどうか、その場合、身許引受人がいるかどうか
- g) 第170条の下、被告人が勾留されていたかどうか。
- h) 被害者女性の医学検査に関する報告が、インド刑法(1860年法律第45号)の第376条A、B、CまたはDにおける違反に関する捜査である場合に随伴しているものかどうか

(2) (ii)当該職員は、当該の違反に関する情報を最初に申立てた者がいれば、その者に対しても、どのような措置を取ったかを、州政府が規定した方法で通知するものとする。

(3)上級警察員が第158条において任命されている場合、当該報告書は、州政府が一般命令または特別命令の通りに指示を出す場合はいつも、当該の上級警察員によって提出されるものとする。当該の上級警察員は、治安判事の命令はそのままにして(pending)、管轄警察署の警察員にさらなる捜査を行うよう指示してもよい。

(4)本条の下で送付された報告書からみて、被告人が保釈金で釈放されていたとみられる場合は必ず、治安判事は、その保釈金の支払い命令を出すか又は適当とする処置をとるものとする。

(5)第170条が適用される事案に関する報告書の場合、当該の警察員は、その報告書と共に治安判事に以下を送るものとする。

(a) 捜査中にすでに治安判事に送付されたもの以外、検察側が、信頼するよう申立てる全ての文書または関連するその抜粋

(b) 検察側が、証人として尋問するよう申立てる提案した者全員に関する、第161条において記録された報告書

(6)当該の警察員が、当該の報告書のいかなる部分も手続きの内容に関連がない、または被告人への報告書の開示は、正義の名において不可欠のものではなく、公共の利益において不適當であると思料している場合、報告書のその部分を指摘し、治安判事に当該の部分被告人に交付された写しから除外するよう依頼するメモを書き添え、そのような依頼をした理由を述べなければならない。

(7)当該の件を捜査する警察員が、適切であるとみた場合は、本条の第5項に記載のある文書の全て、または一部を、被告人に提供してもよい。

(8)本条のいかなる箇所も、本条の第2項における報告書が治安判事に送付された後の違反に関するさらなる捜査を妨げるとみなされないものとし、当該の捜査が行われれば、管轄警察署の警察員が、口頭または文書でさらなる証拠を入手し、規定された様式で当該の証拠に関するさらなる報告書を治安判事に送付するものとする。本条の第2項ないし第6項は、本条第2項の下で送付された報告書に関連して適用となるため、できる限り、当該のさらなる報告書に関連して適用されるものとする。

第265条B 司法取引の申し入れ

(1)違反で被告人となった者は、当該の違反が裁判にかけられる法廷において、司法取引の申し入れを行ってもよい。

(2)本条1項における当該の申し入れには、本件が関連しており、かつ、被告人が当該の違反に対して下される懲罰の性質と範囲を理解した後に、自発的に自身の訴訟における司法取引を選び、かつ、同一の違反で訴えられたことのある訴訟において以前に有罪とされてはいないと述べる宣誓供述書を伴っているもので、本件の違反を含む司法取引の申し入れがなされている事案に関連する簡潔な説明が含まれるものとする。

(3)本条1項の下、申し入れの受理後に、裁判所は、場合に応じて、公訴官又は本件の告訴人、及び被告人に対して、本件に関して決められた期日に出廷するよう通知をするものとする。

(4)本件の公訴官又は告訴人、及び場合に応じて被告人が本条第3項の下出廷した場合、裁判所は、一方の当事者がいないところで被告人を密室で尋問し、被告人が自発的に申し入れを行ったことを納得し、さらに、

(a) 裁判所は、被告人が自発的にこの申し入れを行っていることに納得し、本件の公訴官又は告訴人、場合により被告人に、本件の両当事者が互いに納得するような、被告人が係争中の補償及びその他経費を被害者に申し出でるなどの対応をする時間を与え、その後本件のさらなる審理を行う日を定める。

(b) 裁判所は、被告人が自発的ではなくこの申し入れを行っていることや、同じ違反で訴えられた訴訟において法廷において以前に有罪判決を受けているこ

とがわかれば、本条第1項の下で当該の申し入れが行われた段階から、本法の条項に従って訴訟手続きを進めるものとする。

第313条 被告人を尋問する権限

(1)各取り調べ又は公判は、被告人が、自分にとっての証拠に表れているあらゆる状況を自ら説明できるようにするために、裁判所は、

- (a) いかなる段階においても、前もって被告人に警告せずに、法廷が必要とみなすような質問をしてもよい。
- (b) 検察側が証人への尋問をした後、被告人の抗弁の前に、一般的には当該の事案に関し被告人への質問を行うものとする。

出頭命令の事案であっても、裁判所が、被告人の出頭を省く場合は、本項(b)の下での被告人の尋問も省いてよい。

(2)本条第1項の下で尋問された場合、被告人には何んら宣誓も必要とはされない。

(3)被告人は、質問に答えるのを拒否したり、虚偽の答弁を行うことで、懲罰の対象とならないようにしなければならない。

(4)被告人の答弁は、当該の取り調べ又は公判で考慮され、被告自身に有利であれ不利であれ、そのような答弁が被告人が犯したことを示すかもしれないそれ以外の違反についての取り調べや証拠に入れられることがある。

(5)裁判所は、被告人に対する関連の質問を準備する上で公訴官及び弁護人の助けを借り、本条に十分準拠したものとして被告人の書面による陳述の提出を認めてもよい。

第482条 高等裁判所固有の権限の確保—本法のいかなる条項も、本法の下で出されるいかなる命令に効力を与えるために必要な命令を下すために、裁判所の訴訟手続きの濫用防止のためであっても、あるいはその他司法の目的を保障するために、高等裁判所の固有の権限に影響を与えたり、制限したりするものとみなすことはできない。

インド刑法

第420条 詐欺及び不正な財産の引渡しへの誘導

いかなる者も、人を偽り、それによりその者が欺かれて別の者に財産を引き渡したり、または有価証券もしくは署名又は印章のあるものであって有価証券に転換できるものの一部または全てを作成、改竄、破棄するよう不正に仕向けた者は、最長7年までの延長可能な期間の懲役に処し、罰金を併科することができる。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インド編

[著者]

Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff &
Advocates & Solicitors

Trademarks, Copyright and Licensing

Ranjan Negi, Partner
Prashant Jha, Senior Associate
Charu Mehta, Principal Associate
Pallavi Rao, Senior Associate

Patents, Designs and Trade secrets

Dev Robinson, Partner
Utsav Mukherjee, Associate

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいたします。